



上手に割れるかな？～浜下れ～

はまお

(円集落)

6月中～下旬、町内各集落で伝統行事「浜下れ」が開かれました。地域住民が周辺の海岸やグラウンドなどに集い、舟こぎ競争や運動会などを展開。老若男女の元気な声が響き渡りました。

6月号の主な内容

- まちの話題／浜下れ ○○○ P2～3
- 防災ガイド紹介 ほか ○○○ P4
- お知らせ ほか ○○○ P13
- 玉黄金 ○○○ P16



5/25  
(土)

教職員バレーボール大会

平成25年度龍郷町内各学校教職員バレーボール大会がりゅうゆう館でありました。町内の小・中学校と養護学校、町教育委員会の職員が出場。A級は町教育委員会、B級は大島養護学校Aが優勝しました。

大会には11チームが出場。参加者は地域住民や教員たちの温かい声援を受け、好珍プレーを繰り出して熱戦を繰り広げました。また、競技を通して連携を一層と深め、体育の振興に努めました。

順位は次の通り。

【A級】①龍郷町教育委員会②大島養護学校B③赤徳

小中学校

【B級】①大島養護学校A②円・秋名小③戸口小学校



A級優勝 龍郷町教育委員会



B級優勝 大島養護学校A

6/2  
(日)

家庭婦人バレーボール大会

第39回龍郷町家庭婦人バレーボール大会がりゅうゆう館と赤徳小中学校体育館で開催されました。各級に合計15チームが出場し、A級は玉里、B級は下戸口が優勝しました。

大会には各集落からA級8チーム、B級7チームが出場。

芦徳集落の選手宣誓で熱戦の火ぶたを切りました。選手たちはシマ(集落)の活力を支える「女性パワー」を発揮し、粘りのゲームを展開。応援席からも大きな声援が飛び、会場は熱気に包まれました。

順位と被表彰者は次の通り。(敬称略)

【A級】①玉里②大勝A

③中戸口④手広

【B級】①下戸口②龍郷B

③川内④瀬留

【35回出場】新島 育子(浦)

【25回出場】前島 悦子(手広)

【15回出場】森 さとみ(中戸口)、里 恵津子(大勝)、

中村 博代、泉 とや子(以上龍郷)

上龍郷)



A級優勝 玉里



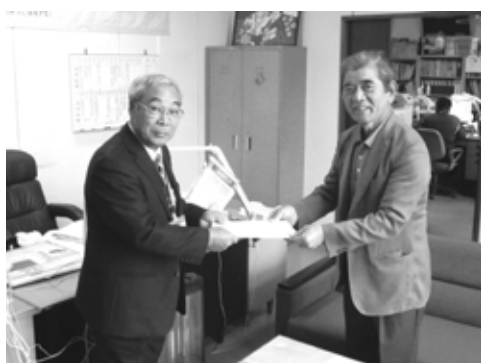
B級優勝 下戸口

スクールガード・

リーダーを任命

龍郷町内の子どもたちが安全で安心な教育が受けられるように、学校や通学路における安全確保を図る「スクールガード・リーダー」として、窪島将公さん(写真右)が任命されました。

窪島さんは町内各小学校区を巡回していますので、通学路の安全管理について気になる点がございましたら、どうぞお気軽に声をおかけください。



6/16  
(日)

# はまお 伝統行事「浜下れ」盛り上がる～円・屋入・浦・中勝集落～

6月は各集落で伝統行事「浜下れ」のシーズンを迎えました。この日は円・屋入・浦・中勝の4集落で開催され、多くの住民でにぎわいました。

円集落は、集落前の海岸でスイカ割りやカラオケなどを展開＝表紙写真＝。子どもからお年寄りまで多くの人  
がゆらい（集まり）、楽しいひと時を過ごしました。

屋入集落では、河川清掃の直後に公民館で交流会を開きました。集まった集落住民は汗をぬぐいながら、昔話や集落の展望などの話題に花を咲かせました。

浦集落は生活館グラウンド、中勝集落は集落グラウンドで運動会を開催。パンくい競争やふーゆ（宝）釣りなどがあり、会場は笑い声と活気に包まれました。

「浜下れ」とは、稲の穂が出始めるこの時期に田んぼをまわり、害虫のついた穂を取り除いて川や海に流し、その1年の豊作を祈る祭りとされています。昔から各集落で舟こぎ競争などが行われており、海のない集落では高倉に集まり宴を開いていたそうです。今年は6月23日が浜下れ開催のピークでした。



中勝集落



浦集落



屋入集落



河川改修計画に関するお問い合わせ先

▽大島支庁建設部建設課

☎ 0997-577357

▽龍郷町地域整備課

☎ 0997-623111

5/28  
(火)

大美川・戸口川の

河川改修計画説明会

鹿児島県大島支庁建設課と龍郷町地域整備課は、平成22～23年に2年連続で浸水被害の発生した大美川・戸口川の河川改修計画に関する住民説明会を、戸口地区振興センターで開催しました。

説明会では、河川拡幅や築堤などの計画及び用地補償への考え方の説明などを行い、地区住民の方々へ事業に関するご理解とご協力をお願いしました。



# 「防災ガイド」を活用しよう！～助け合って早めの避難～

龍郷町は、平成 22 ～ 23 年に 2 年連続で発生した豪雨で大規模な自然災害が発生し、甚大な被害を受けました。近年では梅雨時期や台風シーズンに限らず、局地的な大雨をもたらす異常気象となっています。そこで、過去の災害を教訓に「自然の脅威、から身を守り、安全に避難するための「防災ガイド」＝左下＝を作成しました。



保存版 防災ガイドは、平成 11 年に発行した防災マップを大幅に見直したものです。過去の災害状況をもとに、集落・河川別に記した「浸水実績マップ」「河川浸水マップ」で河川の氾濫や浸水箇所、冠水や土砂崩れで通行できなくなった道路のほか、各地の避難所や津波を想定した海拔などをカラーで分かりやすく表示しました。そのほか、▽災害の発生原因▽安全な避難のために▽万一の応急手当一などを項目別に紹介しています。

町内全戸のほか、各学校などにも配布。防災ガイドをもとに各地区で「巡回防災研修会」も開催し、災害に強い安心・安全なまちづくりに向けて「助け合って早めの避難をしましょう」と、自主防災への活用を呼びかけました。



町内全集落を対象に開かれた防災研修会（大勝・川内集落）

防災ガイドは、「いざ」というときに慌てずに落ち着いた行動が取れるように作成しました。非常持ち出し袋と一緒に、常に身近なところに置いて、積極的に活用してください。

## 伊藤知事が豪雨被災の戸口集落視察

### 鹿児島県総合防災訓練、18年ぶりに開催

平成 25 年度鹿児島県総合防災訓練が 5 月 26 日、18 年ぶりに奄美大島で開催されました。龍郷町では、伊藤祐一郎県知事に関係者が防災点検を実施。平成 22 ～ 23 年の豪雨災害で氾濫し、近隣地域に甚大な被害を及ぼした大美川と戸口川を視察し、復旧状況などを確認しました。

同日午前には奄美市で行われた防災訓練にあわせて、県、奄美市、気象庁などの関係者が訪問。川畑宏友町長と町担当職員も同行しました。

戸口川周辺では、県大島支庁職員が被害・復旧状況を説明。早期復旧と今後の災害への備えに向けて、伊藤知事も地域住民から被災当時の様子や課題などを直接聞き取りました。



集落住民から当時の様子などを聞き取った伊藤知事（中央）

戸口川沿いで現状を説明する川畑町長（中央左）



## 「奄美若者サポートステーション」をご利用ください (厚生労働省認定事業)

働くことや自立について悩みを抱える若者に適切なサポートを実施して、主に職業的自立を目指して後押しするところです。

### 《支援内容》

#### ○相談(面談・電話・メール)

- ・現在の状況を客観的に見つめ、自立へ向けてのステップを一緒に考えます。
- ・生活習慣の改善等、まずは小さな目標を立ててみます。  
※キャリアコンサルタントの資格をもった相談員による個別相談も行っております。

#### ○職場見学・職場体験

様々な企業・施設への訪問や農作業体験・パソコン練習等、多種多様な活動を通して就職に向けた心構えや技能を身につけます。

#### ○家族のサポート

相談員がじっくりとお話を聞きます。  
また、同じ悩みを抱える家族同士で語り合う場を設けます。

ここから始まる、新しい一歩。  
ずっと何かがしたいと思っていた。  
でも、どうしていいかわからないあなたへ。  
一緒に、きっかけを見つけてみませんか。

【開所時間】火曜～日曜 10:00～19:00(相談受付18:00まで)  
※月曜・祝祭日・年末年始は休み

#### 【連絡先】

〒894-0021

奄美市名瀬伊津部町20番1号 SHIKIL'ル1F

奄美若者サポートステーション

電話 0997-57-0770

Eメール amami-saposute@polka.ocn.ne.jp

ホームページ <http://amami-saposute.sakura.ne.jp/>



## ▽重田さんへ感謝状

龍郷町の行政相談委員として活動し、今年3月に退任された重田シオリさん＝写真右から2番目＝に、総務大臣からの感謝状が伝達されました。

重田さんは平成11年4月、総務庁長官(現総務大臣)から本町担当の行政相談員に委嘱されました。4期14年にわたり、住民の相談相手として行政に対する意見や要望を聞き、住民生活の向上と行政運営の改善に努めたほか、行政相談制度の発展にも尽力された功績が称えられました。

重田さんは「住民と行政のパイプ役としてつながることができ、人生の勉強をさせていただいた」と振り返り、周囲への感謝の気持ちを表わしました。



## 第63回「社会を明るくする運動」

### ～防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り～

毎年7月は、社会を明るくする運動強調月間です。社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

少年による凶悪事件が増加している背景には、地域社会や家庭が持っていた犯罪抑止力や教育力といった「地域力」が低下してきていると考えられます。家庭の対話を充実させて家族のきずなを強化するなど、地域住民が一体となって犯罪や非行を未然に防ぐための活動を推進し、明るい社会を築きましょう。

### 龍郷町保護司会



## 第1回講座 「今こそ、奄美群島日本復帰のルーツを探ろう！」

日 時 平成 25 年 5 月 1 8 日 ( 土 )

場 所 龍郷町中央公民館、おがみ山、名瀬小学校、A i A i ひろば

参加者 小学生 4 3 名 中学生 1 名 保護者 1 6 名 教員 1 1 名 学生ボランティア 5 名 計 7 6 名



「今こそ、奄美群島日本復帰のルーツを探ろう！」というテーマで、第1回の「子ども博物学士」講座を18日の土曜日に実施しました。復帰60年という節目の年にあたり、復帰にかけた先輩たちの熱い思いや祖国復帰を勝ち取った経緯等について学びました。当日は、小中学生44名、保護者、学生ボランティアを含めて76名の参加があり、おがみ山の復帰記念碑や決起集会の舞台となった名瀬小学校、A i A i ひろばにおいて、当時を振り返りながら復帰に込めた思いを学びました。

おがみ山では、日本復帰を伝承する会の花井恒三事務局長が当時の学生による復帰運動の様子を紹介しましたが、「復帰100年の大きな節目の年には、参加している君たちが復帰の伝承者になってほしい」という言葉に大きな感銘を受けました。その後、「日本復帰の歌」を合唱し、泉芳朗先生の「断食悲願の詩」を朗読し、おがみ山をあとにしました。

下山後、A i A i ひろばでは、日本復帰を伝承する会の楠田豊春顧問が、秘書として身近に見てこられた泉先生の崇高な生き方についても熱く語ってくれました。

龍瀬小2年の原田ゆうき君は「いのちがけでふっきうんどうをしたことがわかった。日本人としてのほこりをもちつづけたい。」と感想を書いていました。今回初めて募った学生ボランティアの一人、奄美高校の1年生、牧原史奈さんは「奄美のことを知っているつもりでいたけど全く知らないことばかりでとても勉強になった。次回は、小学生ともしっかりコミュニケーションをとって、共に学びたい」と話してくれました。



# 龍郷町博物学士講座学生ボランティア

本年度から、龍郷町博物学講座に対して中学生・高校生・専門学生を対象に学生ボランティアを募集しています。学生ボランティアとは、博物学士講座生が安心・安全に活動できるよう子ども達への指導やお世話をするお兄さん、お姉さんの事です。また、この活動を通して、自分たちが地域社会の一員であることを実感し、学校とは異なる場所で異年齢、同年齢の人間関係を通して、他者への共感と自分が役立っているという実感を得られる場にしたいと考えています。

今回は、5名の学生ボランティアが参加してくれました。とても緊張気味の学生ボランティアのメンバーたちでしたが、会場設営や受付、移動時の誘導など、進んで行動してくれました。



## 学生ボランティアの感想

最初は、少し不安もありましたが、やっていくうちに楽しくなってきました。一番心に残っていることは、おがみ山で泉芳朗さんの詩の朗読や奄美群島日本復帰の歌を歌った事です。あまり知らなかったので色々な話を聞く事が出来て良かったです。私は、高校生になってから奄美にきたので、知らないことが沢山ありましたが、ボランティア以外の体験もできたので本当に参加して良かったなあと思いました。大島北高3年 大山 真歩



奄美の事を知っているつもりでいたけど、全く知らないことばかりでとても勉強になりました。次回はもっと、小学生達とコミュニケーションをとって、たくさん共に学びたいです。奄美高校1年 牧原 史奈



初めてなので緊張したけど、うまくできたので良かったです。反省点は、子ども達の名前を覚え、しっかりと名前と呼べるようにしたいです。あいさつの声が小さかったので、大きな声ではきはき言えるようにしました。赤徳中3年 碓山 優也

私は、奄美のことをあまり知らなかったで、このボランティアに参加して良かったです。次回も参加して、沢山の参加している小学生と仲良く活動したいです。奄美高校1年 亀山 美幸

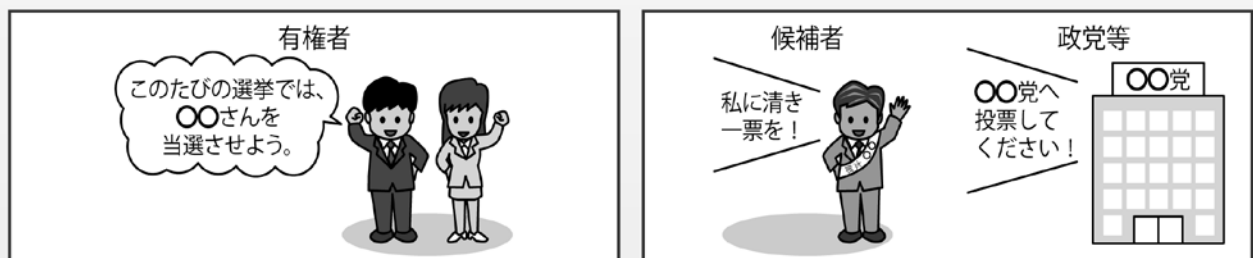


講座生として博物学士に参加していましたが、今回からボランティアとしての参加となりました。初めてだったので、色々不安なこともあったけど、大きな問題も起こらなかったで良かったです。会場設営では、時間が少なかったせいか、講座生全員分のいすを用意することができなかつたで。後でドタバタ焦るはめになってしまい、次はしっかりできるようにしたいです。龍北中1年 大司 百花

# 次の国政選挙から、インターネットを使った選挙運動が、出来るようになります。

(注) 公職選挙法改正法施行日(平成25年5月26日) 以後初めて公示される国政選挙(衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙)の公示日以降に、公示・告示される国政選挙及び地方選挙について適用されます。

- ① 有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動が可能となりますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
  - ② 候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が可能になります。
- (注)・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことで、
- ・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
  - ・未成年者等は選挙運動をすることができません。



**電子メール**

△△花子(△△△@△△.ne.jp)

このたびの選挙では是非〇〇さんを当選させましょう。

有権者が、電子メールで選挙運動を行うことは禁止。

**ウェブサイト等**

ホームページ・ブログ・SNS(ツイッター・フェイスブック等) 動画共有サービス・動画中継サイト等

△△花子 (△△△@△△.ne.jp)

このたびの選挙では是非〇〇さんを当選させましょう。

〇〇太郎 (〇〇〇@〇〇.ne.jp)

私は、このたびの選挙に出馬しました〇〇太郎です。清き一票をお願いします。

**電子メール**

〇〇太郎(〇〇〇@〇〇.ne.jp)

私は、このたびの選挙に出馬しました〇〇太郎です。~~~~~。清き一票をお願いします。

※氏名、電子メールアドレス等の表示義務  
※一定の記録の保存義務  
自らアドレスを通知し、受信に同意した相手等送信先には一定の制限があります。



※電子メールアドレス等の表示義務

(注)・電子メールアドレス等とは、電子メールその他のインターネット等を利用する方法により、その者に連絡する際に必要となる情報であり、具体的には、返信用フォームのURLやツイッターのユーザー名などが含まれます。

・電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)以外の通信方式を用いて、SNSのユーザー間でやり取りするメッセージ機能は、「ウェブサイト等」に含まれます。



※本資料は概要であり、詳しくは総務省HPをご覧ください。 [ネット選挙運動総務省](#) [検索](#)

総務省




# これらの禁止行為は処罰の対象となります!

## 選挙運動の方法等に関する規制(例)

**有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません!**

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限りです。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。




**未成年の選挙運動は禁止されています!**

年齢満20歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



**HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません!**

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



**選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません!**

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。



## 誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)

**候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません!**

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。



**氏名等を偽って通信してはいけません!**

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。



**悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません!**

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。



**候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません!**

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第225条第2号)。不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条、第11条)にも該当します。



候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。(公職選挙法第142条の7)

(注) プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から申出を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書図画を削除することがあります。

※本資料は概要であり、詳しくは、総務省HPをご覧ください。 [ネット選挙運動総務省](#) [検索](#)

# 国民年金

## 保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きには、年金事務所または住所地の役場の国民年金担当窓口へ申請することとなります。

### 【免除制度には・・・】

H25 年度保険料（月額 15,040 円）

全額免除	納付なし
4分の3免除	4分の1納付
半額免除	半額納付
	4分の3納付

以上の4種類があります。免除の承認を受けても、全額免除以外の方は減額された残りの保険料の納付が必要です。納め忘れると未納扱いとなってしまいます。

平成 25 年度の免除等の受付は平成 25 年 7 月 1 日から開始され、平成 25 年 7 月から平成 26 年 6 月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

なお、平成 24 年度の免除申請は、平成 25 年 7 月末まで受付可能です。

※ 所得の申告がされていない場合は、免除の審査ができませんのでお問合せの上、町民税務課にて申告の手続きをお願い致します。

#### ☆奄美大島年金事務所よりお知らせ☆

奄美大島年金事務所では、予約制による年金相談を実施しています。

年金相談のご予約は、相談希望日の 1 ヶ月前からお電話又は年金相談窓口でお受けいたしています。ご予約を受ける際には、相談者及び配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等について確認させていただきます。

予約申し込み電話番号 0997-52-4341(奄美大島年金事務所 お客様相談室)

#### 【問い合わせ】

役場年金係・・・・・・・・  
62-3111 (131)  
奄美大島年金事務所・・・  
52-4341

### 奄美法律相談センター — 無料法律相談のご案内

奄美市と鹿児島県弁護士会が共同で開催しており、龍郷町の住民についても無料で相談することができます。

#### ○ 平成 25 年 7 月相談日のお知らせ（派遣相談）

※必ず電話予約が必要です（先着順）

- ・ 7 / 11 (木) 大倉 克大 弁護士 (午後 1 時～4 時半)
- ・ 7 / 18 (木) 鈴木 穂人 弁護士 (午前 9 時半～11 時半)
- ・ 7 / 25 (木) 岡村 善郎 弁護士 (午前 11 時～12 時、午後 1 時～3 時半)

◇ もち時間は一人 30 分間です。(事前に相談内容をまとめておくと効率的です。また、同じ人が続けて申込されることはご遠慮いただいています)

【お問い合わせ・予約先】奄美市役所 市民協働推進課市民生活係

電話：52-1111 (内線 1715・1716)

(受付時間：午前 8 時半～午後 5 時 15 分まで)

(相談内容が弁護士でよいか分からない場合も市民生活係へご相談ください)





# 親子で療養所を訪ねて みませんか♪

～県では親子で療養所訪問を希望される方々を募集しています～

鹿児島県内には、2ヶ所のハンセン病療養所があります。  
ハンセン病は治っているにもかかわらず、いまなお、多くの方々が療養所での生活を余儀なくされており、その平均年齢は82歳を超えています。

入所者の方々との交流は、長い間の誤った隔離政策による人権侵害の体験談から、偏見・差別のない社会の大切さや生き方を学ぶ貴重な機会です。また入所者の方は皆さんとの交流を楽しみにしておられます。多くの皆さまのご参加をお待ちしております！

	星塚敬愛園 (鹿屋市星塚町4204番地)	奄美和光園 (奄美市名瀬和光町 1700 番地)
実施日	平成25年8月8日(木)	平成25年8月22日(木)
募集対象	小・中学生, 高校生とその保護者等 (先着 130 名)	小・中学生, 高校生とその保護者等 (先着 30 名)
日程概要	8:15 県庁集合 10:20 星塚敬愛園着 10:25~14:50 敬愛園内で見学・交流 15:15 星塚敬愛園発 17:15 県庁解散	12:45 大島支庁集合 13:10 奄美和光園着 13:30~15:50 和光園内で見学・交流 16:00 奄美和光園発 16:10 大島支庁解散
募集期間	平成25年5月24日(金)～ 7月16日(火)	平成25年5月24日(金)～ 8月2日(金)

- ※ 現地集合, 解散も可能です。※参加費は無料
- ※ 星塚敬愛園の参加者は, 昼食を各自でご準備ください。
- ◎ 申込先

鹿児島県庁 保健福祉部健康増進課 ☎ 099-286-2720 FAX 099-286-5556

## 日本脳炎予防接種のお知らせ

現在、日本脳炎1期(初回接種:2回、追加接種:1回)及び2期(1回)の接種が終わっていない方(平成7年4月1日～平成19年4月1日生まれの方)は、特例として20歳未満の間、日本脳炎の定期予防接種を受けることができます。  
※ 2期の接種を受けることができる年齢は、9歳以上20歳未満となっています。



☆ 予診票を紛失された方や詳しい案内を希望される方、また接種間隔が分からない場合などは保健福祉課までご連絡ください。  
☆ 各種予防接種につきましては、龍郷町ホームページにも掲載しています。こちらもご覧ください。

【お問い合わせ】保健福祉課 予防接種係 62-3111

# 開発基金を 利用してみませんか？

## 開発基金とは？

奄美群島の産業の振興を図るため、その事業に携わる皆様を金融面でサポートしています。

- 融資業務 → 第1次産業から第3次産業の方が対象です。  
奄美の特性に即した事業を行っている方に、開発基金が直接融資いたします。
- 保証業務 → 第1次産業から第3次産業の方が対象です。  
事業者の方が、金融機関から借入をされる際に、開発基金が信用保証を行います。

農林業を営む方

水産業を営む方

観光関連業に携わってる方

地域の資源を生かした仕事をしている方

地域活性や雇用促進の為の事業をしている方

これから事業を始めたいと考えている方

融資業務利率（参考 H25. 5. 13時点）  
年1.0%～年3.05%（一部の資金は鹿児島県から利子補給があります。）  
融資期間 最高15年

お問い合わせ先

独立行政法人奄美群島振興開発基金 業務課

TEL 0997-52-4511 Fax 0997-52-4514

～お気軽にお電話ください～

E-mail [kikin@amami.go.jp](mailto:kikin@amami.go.jp)

Homepage <http://www.amami.go.jp/>



### ◆障害者委託訓練生を募集

国立・県営鹿児島障害者職業能力開発校は、平成25年度の障害者委託訓練生を募集します。

訓練委託先は奄美市名瀬の奄美情報処理専門学校。訓練内容はパソコン事務科(3カ月コース)で、ワープロ(ワード)と表計算(エクセル)の初級程度インターネットなどです。

▽応募資格 身体に障害があり、早期の就職や復職を目指す方(定員10名)  
▽募集期間 平成25年7月1～31日  
▽願書提出書類および提出先 最寄りのハローワーク

▽訓練期間 平成25年9月3日～11月29日の午前9時半～午後3時半

▽訓練場所 奄美振興会館

▽特典 授業料無料、職業訓練受講給付金または訓練助成金が支給される場合もあります。(詳細はハローワーク障害者窓口まで)

問い合わせは、奄美情報処理専門学校 ☎0997-52-6999まで。

### ◆サマージャンボくじ 2千万サマーも同時発売

今年のサマージャンボくじは、1

等・前後賞を合わせて5億円です。2千万サマーと同時に発売されます。

■サマージャンボくじ

1等 3億円×26本

前後賞各 1億円×52本

(いずれも発売総額780億円、26

ユニットの場合)

■2千万サマー

1等 2千万円×450本

(発売総額270億円、9ユニット

の場合)

■発売期間

7月10日(水)～8月2日(金)

■抽選日 8月13日(火)

■支払開始日 8月19日(月)

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

### ◆助け合いの地域づくり

7月16日に講演会

「きむふうさ! わきやしましたつごう」～みんなで助け合い安心できる地域づくりの集い～

龍郷町地域包括支援センターでは「いつまでも住み慣れた家や地域でいきいきと暮らす生活できる」ことを目標に様々な取り組みをしていますが、今回は講演会と語り合いの集い

を開催します。アトラクションなどもあり、楽しい集いとなるよう計画しています。地域でいろいろな立場からいきいきと生活をし、龍郷で暮らし続けるために実践している皆さんからの語りを聞き、今できることを一緒に考えてみましょう! 多くの方のご参加をお待ちしています。

開催日…7月16日午後1時～5時  
場所…りゅうゆう館  
\*内容の詳細は別途ご案内します。  
\*どうくさポイントの対象となりますので、カードをご持参ください。

### ◆「8020運動」

#### 表彰者の募集

80歳で20本の歯を保つことを目的として「8020運動」が推進されていますが、大島郡歯科医師会では、該当される方を対象に表彰を行います。  
対象者…80歳以上(7月31日現在)で20本以上自分の歯を保っている方  
\*今までに表彰を受けた方は除きます  
申出期間…7月31日(水)まで  
申出窓口…町保健福祉課(☎62-3111)または最寄りの歯科医院まで。

### 龍郷町人事異動 (平成25年6月1日付)

○印は昇任

	新 職 名	氏 名	旧 職 名
課長級	総務企画課長	隈元和範	町民税務課長
	町民税務課長	○村田和樹	総務企画課課長補佐

### (平成25年6月10日付)

	新 職 名	氏 名	旧 職 名
課長補佐級	総務企画課主幹兼係長	大吉正一郎	生活環境課主幹兼係長
一般職	生活環境課主事補	岩下寛	総務企画課主事補

## 地籍調査事業について

- ・土地の登記名義人やその相続人立ち会いのもと字絵図を基礎として地番や地目・境界の調査と境界や面積の測量をします。
- ・平成 25 年度は瀬留地区・浦地区の一部を調査します。
- ・調査地区内の土地の登記名義人やその相続人へ、現地調査立会いの日程について通知をします。
- ・調査地区内の土地を使っていたり、税金を納めたりしていても名義変更の手続きをしていない場合、通知が届かないことがあります。早めに名義変更を済ませましょう。
- ・調査に立ち会うことができないときは代理人を立ててください。

(役場の地籍調査の担当職員は代理人になることはできません。)

- ・通知が届かないという方は地番や登記名義人などを確認したうえで、役場へご連絡ください。

お問い合わせ先 龍郷町役場 土地対策課地籍調査係 62-3111 内線 163・165

### 平成 25 年度調査

**瀬留地区**：字永栄原、松元原、浜田、浜田原、松崎原、前田原、前郷原、中郷原、当山原、中切原  
中川田原、福地原、永野川原、向里原、瀬モ田原、鳥山原、玉ノ浦原、フレ原  
金里原、志り田原、カツラ原、新地原

**浦地区**：字大作

### 龍郷町の人口

平成 24 年 5 月末現在  
前月比

世帯数	2,987	-2
人口	6,175	+1
男	2,984	+5
女	3,191	-4

重村 恵美子	(86)	龍郷
武島 憲志	(68)	下戸口
重田ヤス	(94)	幾里
山田ウナ	(88)	秋名
恵上ヤス	(96)	瀬留
福エミ	(86)	浦(愛寿園)
中尾 美津子	(56)	赤尾木
竹原 義和	(85)	龍郷

### 【5月届出】 ごめい福をお祈りいたします

丸田 夕翔	里美	安木屋場
榮 聖空	雅仁	玉里
松元 颯斗	友絵	中戸口
辺木 碧音	幹男	安木屋場
重山 圭吾	拓人	秋名
【5月届出】	保護者名	

### お誕生おめでとうございます

### 【5月届出】 お礼(その他団体)

- ・奄美市の目武弘さんから、母 且ハツエさんの香典返しとして手広集落に金一封。
- ・下戸口の武島幸一さんから、父 武島憲志さんの香典返しとして下戸口老人クラブに金一封。
- ・川内の福康弘さんから、母 福エミさんの香典返しとして金一封。
- ・赤尾木の前島秀一さんから、母 中尾美津子さんの香典返しとして金一封。

### 【5月届出】 お礼(社会福祉協議会)

- ・龍郷の重村洋一さんから、母 重村恵美子さんの香典返しとして金一封。
- ・瀬留の恵上嘉仁さんから、母 恵上ヤスさんの香典返しとして金一封。
- ・川内の福康弘さんから、母 福エミさんの香典返しとして金一封。
- ・赤尾木の前島秀一さんから、母 中尾美津子さんの香典返しとして金一封。
- ・瀬留の積光子さんから、夫 積義男さんの香典返しとして瀬留老人クラブしあわせ会に金一封。
- ・奄美市の竹山公子さんから、夫 竹山正人さんの香典返しとして芦徳集落に金一封。
- ・嘉渡の川口美和子さんから、夫 川口秀満さんの香典返しとして嘉渡集落に金一封。



# 7月行事予定表

※行事は変更になる場合があります。ご了承ください。

日	行事名等	時間	場所
1 (月)	ダイエット教室	9:00～	中央公民館
2 (火)	元気はつらつ教室	13:30～	どうくさあや館
3 (水)	特定健診 (胃がん検診・大腸がん検診ほか)	8:00～	円公民館
4 (木)	特定健診 (胃がん検診・大腸がん検診ほか)	8:00～	秋名コミュニティセンター
	でいでいクラブ	13:30～	どうくさあや館
5 (金)	特定健診 (胃がん検診・大腸がん検診ほか)	8:00～	大勝生活館
	キッズクラブ	10:00～	どうくさあや館
6 (土)	特定健診 (胃がん検診・大腸がん検診ほか)	8:00～	中央公民館
7 (日)	特定健診 (胃がん検診・大腸がん検診ほか)	8:00～	〃
8 (月)	特定健診 (胃がん検診・大腸がん検診ほか)	8:00～	赤尾木公民館
9 (火)	特定健診 (胃がん検診・大腸がん検診ほか)	8:00～	〃
	元気はつらつ教室	13:30～	どうくさあや館
10 (水)	特定健診 (スピード健診)・大腸がん検診	8:00～	中勝公民館
11 (木)	でいでいクラブ	13:30～	どうくさあや館
12 (金)	第67回県民体育大会・第54回大島地区大会	～14日まで	奄美群島内各地
16 (火)	「きむふうさ! わきゃしまたつごう」 のつどい (講演会、アトラクションなど)	13:00～	りゅうゆう館
17 (水)	じゃがいも会	13:30～	どうくさあや館
	たつごう家族の会	14:00～	中央公民館
18 (木)	でいでいクラブ	13:30～	どうくさあや館
19 (金)	ダイエット教室	9:00～	中央公民館
	元気はつらつ教室	13:30～	どうくさあや館
23 (火)	元気はつらつ教室	13:30～	〃
	第3回子ども博物学士講座	未定	未定 (海)
	おなかスッキリ運動教室	19:30～	どうくさあや館
24 (水)	母子歯科相談	13:30～	〃
25 (木)	でいでいクラブ	13:30～	〃
26 (金)	キッズクラブ	10:00～	〃
27 (土)	第40回大島地区スポーツ少年団競技別交歓大会	～28日まで	奄美群島内各地
28 (日)	第21回龍郷ふるさと祭	9:00～	玉里漁港、中央グラウンド
29 (月)	ダイエット教室	9:00～	中央公民館
30 (火)	元気はつらつ教室	13:30～	どうくさあや館
31 (水)	じゃがいも会	13:30～	〃

## 7月のどうくさ会

時間 午前9時半～ / 午後2時～

場所 各集落公民館

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
	1日	2日	3日	4日	5日	6日
午前	*	*	赤尾木	*	*	*
午後	瀬留・安木屋場	上戸口	円	中勝・手広	*	*
	8日	9日	10日	11日	12日	13日
午前	*	嘉渡	*	*	*	*
午後	芦徳	秋名・幾里	*	龍郷	大勝	*
	15日	16日	17日	18日	19日	20日
午前	*	*	円	*	*	*
午後	瀬留・安木屋場	中戸口	赤尾木	*	川内	*
	22日	23日	24日	25日	26日	27日
午前	*	*	*	龍郷	*	*
午後	浦	嘉渡	*	大勝	*	*
	29日	30日	31日			
午前	*	*	*	*	*	*
午後	玉里	*	*	*	*	*

★高齢者の健康増進を目的としています。  
★時間は放送等でご確認ください。  
お気軽にご参加ください。

玉黄金

6月生まれ

満一歳になりました。この子たちに誇れる町をみんなできつくりましょう。



やまはら まとい  
山原 纏 ちゃん  
H24.6.13 生  
父 理志 母 由美 龍郷



まつばら たいち  
松原 太一 くん  
H24.6.5 生  
父 勇太 母 美由紀 中勝



おしかわ ももこ  
押川 桃子 ちゃん  
H24.6.3 生  
父 英治 母 紀子 手広



いかりやま あきと  
碓山 晃人 くん  
H24.6.21 生  
父 和也 母 玲子 赤尾木



くぼしま みく  
窪島 美空 ちゃん  
H24.6.20 生  
父 奨 母 郁未 上戸口



やすえ じゅらむ  
泰江 珠来夢 くん  
H24.6.19 生  
父 真太郎 母 ひとみ 玉里



いじゅういん いさむ  
伊集院 勇 くん  
H24.6.19 生  
父 元気 母 未紗 安木屋場



外来植物を駆除

◆◆◆  
特定外来生物に指定されている「オオキンケイギク」(キク科)が各地で咲いており、龍南中学校の生徒たちが久場〜万屋間の県道沿いで駆除作業を行いました。生徒たちは約1時間かけて汗を流し、龍郷町の豊かな自然を守るための意識を高めました。  
オオキンケイギクは北米原産。5〜7月に黄色い花を咲かせ、町内でも数カ所所で確認されています。繁殖力が強く、外来生物法では栽培や運搬などを禁じており、違反した場合は罰則がかけられます。  
作業に協力した環境省奄美野生生物保護センターでは、奄美の自然環境を残すために駆除を呼びかけています。



ウミガメを守ろう

◆◆◆  
県では、世界的に絶滅の危機にあるといわれている貴重な野生生物であるウミガメを守るために「鹿児島県ウミガメ保護条例」を制定しています。  
県内全域の海岸で許可なくウミガメを捕獲したり、卵を採取したりすることは禁止されています。これに違反すると罰せられることがあります。  
また、ウミガメは非常に警戒心が強く、海岸での光や音の発生や車の海岸への乗り入れは上陸・産卵・ふ化に影響を及ぼします。  
身近な自然保護への取り組みとして、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。  
龍郷町役場産業振興課